

相続や認知症による判断力低下に備え、遺言や任意後見契約などで、早期に財産承継や財産管理に着手する人が増えている。「人生のゴールを早めに見据えれば、セカンドステージの生き方も充実する」。そんな思いから、とかく目をそむけがちな遺言などを前向きに捉えるシニアを追った。

「えっ、遺言を書くの？」。神奈川県に住む飯島裕子さん(68)が決意を告げると妹は一瞬、絶句した。「まだ早いわ」と思ったようだった。

2019年3月に公務員を退職した。「遺言を書く」と思い立ったのは今年

直接のきっかけは昨年患った大病だが、数年前亡くなった母の介護から、相続や認知症に備え早めの財産設計が必要だと感じていた。

自分の財産は、死後は妹とその子のおい2人、めい1人の計4人に分けたい。遺言作成を手伝うランドマーク行政書士法人(横浜市)の力も借り、公証人が作成する公正証書遺言を5月までに完成させる予定だ。

飯島さんにとって相続は「人生のゴール」。目標が遺言で具体的に「これからの人生を有意義に送れる」と安心した。次は「相

## セカンドステージ

# 早めの遺言 人生有意義に

60代で着手、数年ごと更新が理想



遺言作成で担当者とは打ち合わせをする飯島さん(左)

続の前段階の設計」だ。認知症になり生活や財産管理に支障が出る場合に備え、希望する人に財産管理を委任できる「任意後見契約」を作成したいという。

「人生100年」といわれる中、遺言作成は70代後半から80代が多いと弁護士、司法書士、行政書士らは口をそろえる。早くから作成するのは子供がいない夫婦など。「全ての財産を配偶者に相続させる」と遺言しないと「故人の兄弟姉妹が相続に介入し紛争になりやすい」(司法書士の船橋幹男氏)からだ。

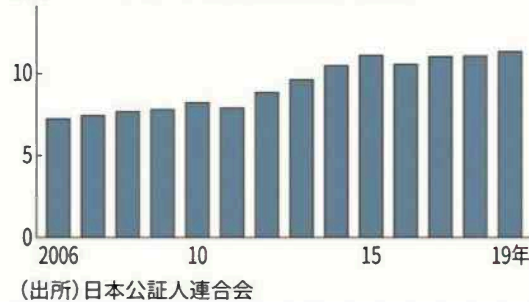
だが最近「70歳前後まで自筆証書遺言は法定書式を守る必要がある。現在は自宅などで保管するので紛失や改ざんの危険もある。」

## 家族を思い 目標具体化



「遺言は60代で着手して80歳前に完成が理想」と奥山さん

公正証書遺言件数の推移



## 近年、日本でも浸透

「遺産分割は自分の死後に子供らが考えればよい」「遺言を書くとしても、もっと年を取ってからでいい」——日本ではこうした考え方が依然として強い。問題の先送りともいえる。米国は対照的だ。年間死亡者は約280万人で、このうち半数程度は自分が死亡した後や認知症になった後を視野に入れた財産設計(エステートプランニング)をしているとされる。「人生設計は自分で立て、責任を負う」という考え方が強い米国では「プランニング意識が強い」(樋口範雄東京大学名誉教授)。

ただ、日本も、日本公証人連合会の集計では公正証書遺言の年間作成件数が2019年に11万3137件と過去最高になった。130万人の年間死亡者と比較するとまだ少ないとの見方もあるが、日本でも「遺言が着実に根付いている」(大野日公連合会長)といえるだろう。

だが7月10日からは書式などのチェックに通れば法務局で原本を保管してもらえ、税務顧問で税理士法人新宿総合会計事務所代表社員の新宿区杉江延雄税理士は「自筆証書遺言と保管制度は山岡さん向き」と話す。

「遺言は60代で書き始め、何回も推敲(すいこう)して70代後半に完成させるのが理想。自分で作ってみて実感した」と話すのは、千葉県に住む奥山隆憲さん(79)だ。

実は奥山さんは1986年に三和銀行(当時)が設立した日本初のファイナンシャルプランナー(FP)の専業会社「エスエーサービス」の創業メンバー。30年以上前から、60代からの財産設計や遺言の重要性を指摘してきた。今もFPとして地元自治会やシニアの集まりなどで遺言や任意後見契約を解説する。

奥山さんが初めて遺言を書いたのは退職直後の65歳。財産は自宅と金融資産で、自宅は妻に、金融資産は3人の子に相続させる方針だ。金融資産の変化などに合わせ3年ごとに書き換える都度「家族の無事を確認でき、今後の幸せを祈ることができた」。80歳を前に憂いはない。早めの遺言の効用を語る笑顔が印象的だった。(後藤直久)